

平成 27 年度

事業計画書及び収支予算書等

(平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで)

一般財団法人 全国緊急災害時動物救援本部

事業計画書

I 基本的考え方

平成 25 年 3 月 29 日に出された「緊急災害時動物救援本部評価委員会報告書－中間報告－」において指摘された緊急災害時動物救援本部の組織体制及び事業内容の見直し等にかかる諸課題に対応し、緊急災害時動物救援本部（平成 8 年より、公益社団法人日本獣医師会、公益財団法人日本動物愛護協会、公益社団法人日本動物福祉協会及び公益社団法人日本愛玩動物協会が構成）が実施してきた事業内容のより一層の強化・拡充を図っていくために、平成 26 年 6 月 25 日に一般財団法人全国緊急災害時動物救援本部を設立しました。

当法人の具体的な目的は、「動物愛護精神及び人間と動物の絆を守る観点から、天災・人災など不測の緊急災害において被災した家庭動物及びその飼い主の救護並びに円滑な救護に関する体制及び基盤の確保を図るとともに、広く国民の間に動物を愛護する精神を啓発し、生命の尊重、友愛及び平和の情操の涵養を図り、もって社会文化の発展に寄与すること」になります。この目的及び現地の関係機関等に対する意向聴取の結果を踏まえつつ、当法人は、「緊急災害時動物救援本部評価委員会報告書－中間報告－」において指摘された次の事項への対処を重点課題として取り組んでいくこととします。

- ①救護の理念や方法の確立に向けた調査研究の推進
- ②発災時の救護活動や平時からの普及啓発活動に専念できる体制の強化・拡充
- ③各都道府県における救護担当行政機関や関係獣医師・動物愛護団体との平時からの連携の強化
- ④首都直下型地震や南海トラフ巨大地震等への対応に関する適切な準備
- ⑤国が策定した「被災動物の救護対策ガイドライン」（環境省動物愛護管理室）との整合性のある救護のあり方の検討

また、昨年度に引き続き、緊急災害時動物救援本部の構成団体などの関係団体の連携協力を必要に応じて仰ぎながら、「東日本大震災によって被災した飼い主及びペットに関する救援事業」と「将来に向けた緊急災害時における動物救援に関する事業」の実施と検討を行っていきます。

II 事業内容

①東日本大震災によって被災した飼い主及びペットに関する救援事業、②その他の新たに発生する災害により被災した飼い主及びペットに関する救援事業、③災害時における効果的な動物救護活動に資するための予防対策、④一般財団法人全国緊急災害時動物救援本部の組織体制の拡充、の 4 事業を次のとおり実施していきます。

1 東日本大震災によって被災した飼い主及びペットに関する救援事業

東日本大震災から約4年が経過したにもかかわらず、未だに福島県などにおいては支援が必要な事態が残っています。このような事態の早期解消に向けて、主に次の事業を実施し、緊急災害時動物救援本部及び岩手県・宮城県・福島県の動物救護本部が実施してきた被災飼い主及びペットに対する各種の支援活動の総括を図っていくこととしています。当該事業の実施に必要となる経費については、緊急災害時動物救援本部において募集した東日本大震災に係る寄附金の全額（緊急災害時動物救援本部より「東日本大震災ペット救護基金」として継承した資産のすべて）を充当します。また、当該資金については、緊急災害時動物救援本部等が策定した”「東日本大震災被災ペット救護基金」の管理及び執行要綱”に従って執行します。

(1) 仮設住宅等巡回ペットケア事業（～平成28年度末）

昨年度に引き続き、現地の動物救護本部、関係行政機関、関係獣医師会及び一般社団法人日本ペットサロン協会の協力を要請しながら、岩手県・宮城県・福島県等の仮設住宅を巡回して飼い主及びペットの各種ケア支援等を着実に実施していきます。

なお、当該事業を実施する際には、併せて、被災した飼い主及びペットに対する各種支援の必要性等に関する意向調査を行い、当該意向調査結果を踏まえて、必要に応じた支援を検討・実施していきます。

(2) 帰還困難区域環境管理事業（未定）

本事業は、被災飼い主の将来の帰還に備えた、公衆衛生上必要となる住環境整備・維持が目的の活動として、①モニタリング等の補完調査、②関係行政機関からの要望に基づき実施する保護管理活動への間接的支援（不妊去勢措置の無償提供等）、③当該事業を含めて、各種課題に対応するための拠点としての三春シェルターの整備支援（移動診療設備の整備を含む）を予定していたものです（帰還困難区域においては、一般人の立ち入りが制限されていることから救護対策が本格的に実施されていません。このため、帰還困難区域においては、被災飼い主の将来の帰還に備え、公衆衛生上必要となる住環境整備・維持のため、野生繁殖する犬や猫の繁殖抑制措置が必要となる蓋然性が高いのではないかと考えられたことから、必要に応じて実施すべき事業プログラムとして挙げていたものです）。

しかし、関係行政機関においてはセンサーカメラを設置するなどして被災ペットの実態に関するモニタリング調査を実施していると仄聞していますが、現時点においては、環境管理事業等の具体的な実施時期については定まっておらず、また、本救援本部に対する支援・協力要請もありません。

このため、寄せられた義援金の有効活用を図る観点から、本事業の実施経費として予定していた予算については、迷子ペットサーチプロジェクト&迷子ペット保護管理支援事業の予算に組み替えて執行することにしました（三春シェルター保護収容動物支援事業を含

む)。なお、将来、当該環境管理事業について具体的な支援・協力要請があった場合には、本救援本部としては、できる限りの支援・協力を積極的に行うとともに、予算的な支援が必要な場合は、本救援本部が保有している東日本大震災関係で寄せられた義援金以外の資金の充当を検討するなどして対応することとします。

(3) 迷子ペット捜索及び迷子ペット保護管理支援事業（～平成 28 年度末）

迷子になったペットの捜索を入念的に行うため、迷子になったペットの情報及び保護収容した所有者不明のペットの情報などを掲載できる掲示板として昨年度に作成したホームページを活用して、本事業の着実な実施を行います。また、新しい飼い主になってくれる引取り先の募集情報の収集も行っています。

なお、昨年 の 10 月 から迷子ペットの引取り先及び捜索情報に関する調査を実施しているところですが、調査の過程において、約 1 千頭以上のペット等が全国各地の動物愛護団体、ペット病院及び関係自治体で保護収容されていることが判明しました（概数値。未回答の団体などもあることから追加調査及び既回答内容の精査を行う予定）。

また、保護収容先では、元の飼い主や里親が見つからない場合には、長年にわたって保護収容をし続けなければならない状況が予想されますが、費用や労力といった点で相当程度の負担になっているところが少なくないといった声も聞かれるところです。現地の動物救護本部のシェルターはそのすべてが閉鎖されましたが、これらの被災ペットを引き取って保護収容するためのシェルターの整備に関する要望も聞かれるところです。しかし、当該施設整備及び管理運営には数億円以上の経費が必要になると予想されることや、現地の動物救援本部の支援等とするといった本救援本部本来の役割・体制等を踏まえると、本救援本部による対応は困難なことであると考えられます。

このようなことから、本救援本部では、引き続き、一頭でも多くの被災ペットが飼い主のもとに戻ることができるように迷子ペットサーチプロジェクトを、追加調査を含めて着実に実施するとともに、迷子ペットサーチプロジェクトの調査によって得られた結果をもとに、民間団体に対する支援を優先的に考えながらペットフード等の支援を保護収容施設に対して実施することにします。

(4) 現地救援本部支援事業

岩手県・宮城県・福島県における現地の動物救援本部（解散している場合はその構成団体）の意向を踏まえながら、支援が必要な事態の残存状況を斟酌しつつ、当該動物救援本部（またはその構成団体）に対して活動支援金を交付していきます（注：現時点では要請なし）。

2 その他の災害（新たに発生した災害を含む）時における被災した飼い主及びペットに関する救援事業

昨年度は広島土砂災害や長野北部地震等の不測の災害が発生し、本救援本部では発災直

後から速やかに被災した飼い主及びペットの救護活動を実施したところですが、本年度も万が一緊急災害が発生した場合には、現地の救援本部に対する被災動物の救護等のための人材派遣・物資援助・資金供与、救護活動等の支援を、関係行政機関・関係団体等との連携を図りながら、円滑かつ迅速に実施します。

3 災害時における効果的な動物救護活動に資するための予防対策

平成 27 年度は、本財団の定款に規定されている事業メニューを次のとおり着実に実施していきます。

(1) 動物救護に関する調査研究助成

災害時における被災飼い主及びペットの救援活動や予防対策の実施及び普及啓発に必要な調査研究の推進を図るため、昨年度に引き続き、調査研究助成事業を行います。

(2) 動物救護に関する海外の団体との交流

動物救護に関する海外の団体と必要に応じた情報交換等を行う等により、相互の信頼関係を深めるための交流をしていきます。

(3) 同行避難や動物救護に関する普及教育

普段からの災害に備えた諸準備や同行避難を徹底できるようにするために、一般飼い主向けのセミナー（無償）を全国各地の 3 会場で実施します。また、前・緊急災害時動物救援本部でも実施していたことですが、関係自治体の動物愛護管理センターや動物愛護団体等における各種イベントの開催に当たり、普及啓発用パネルの貸出し事業（無償）及び出張講師の派遣事業（無償）を行います。

また、本救援本部のホームページに作成した各種啓発資料等のアーカイブページの拡充を図り、被災した飼い主及びペットの救護に関する電子資料室の役割を果たすとともに、全国的なレベルの動物愛護行事である動物愛護週間中央行事（環境省等が東京で毎年 9 月に実施。参加者数は約 1 万 2 千人）及び動物感謝デー（公益社団法人日本獣医師会等が東京で毎年 10 月に実施。参加者数は約 2 万 8 千人）においてブースを設置するなどして普及啓発活動を実施します。

(4) 動物救護活動を円滑に推進するための人材の育成

関係自治体が委嘱している動物愛護推進員、全国各地の動物愛護団体、ボランティア活動希望者を対象として、シェルターワーク（保護収容施設の設置及び管理運営方法）や同行避難等の普及啓発の指導方法に関する研修会（無償）を、全国各地の 3 会場で開催します。なお、開催に当たっては、できる限り関係自治体の協力を受けて開催することとします。

(5) 同行避難や動物救護の普及啓発のための印刷物の刊行、電子情報媒体の作成

災害に対する備えや同行避難の徹底を普及啓発するためのパンフレットの改訂版を作成し、関係自治体の動物愛護管理センター等に無償で配布します。また、ニューズレターとしての「どうぶつ救援本部だより」を2回発行します。

(6) 救護資材の備蓄拠点整備の推進（定款第4条第1項第2号の6）

万が一の災害発生に備え、ペットシートなどの緊急に必要な物資、短期間で入手しにくい大型ケージ等の備品類を全国各地に分散して保管します。平成26年度は、北海道札幌市、東京都新宿区、埼玉県所沢市、静岡県静岡市及び浜松市、和歌山県和歌山市、福岡県福岡市の7か所に設置しましたが、本年度は、さらに5か所を設置します。

(7) その他

昨年度に作成に着手した初動対応マニュアルを完成させて配布するとともに、マスコミからの取材要請に対する協力をしていきます。

4 組織体制拡充事業

法人格を持った財団として適切に業務を遂行できるようにするため、事務局の体制整備を速やかに図るとともに、内閣府に対して申請中の公益財団法人の認定を受けるための諸作業を行います。また、繰り返しになりますが、災害時における動物救護のみならず、ペットとの同行避難の普及啓発、災害時における動物救護活動要員の育成及び研修、全国各地における災害対策用資材の備蓄基地の整備など、平時から災害発生に備えた活動を積極的に行うことができるように、引き続き賛助会員の募集及び寄附金の募集を行います。

なお、現在の事務所は、公益社団法人日本愛玩動物協会のご厚意により無償提供を受けて設置していますが、建築物が密集した都心部に位置していることから、首都直下型地震等の災害が発生した場合には交通や情報が遮断されて十分な活動ができなくなってしまうおそれがあります。このため、首都直下型地震等の災害が発生した場合にあっても動物救援事業を継続できるように、遅くとも数年以内の移転を目途に候補地の検討作業に着手するとともに、BCP（事業継続計画：Business Continuity Plan）^{※注}の策定に向けた検討を行います。

※注：BCP－災害などリスクが発生したときに重要業務が中断しないように、また、万一事業活動が中断した場合でも目標復旧時間内に重要な機能を再開させて業務中断に伴うリスクを最低限にするために、平時から事業継続について戦略的に準備しておく計画のこと。政府の中央防災会議では、大企業の全てと中小企業の半数以上の設定を目標として、BCPの策定マニュアルを整備するなどの様々な支援策が講じられているところ。また、企業のCSR（社会的責任）の一つとしても位置付けられている。

収支予算(案)

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

(単位:円)

科目	合計	備考
I 一般正味財産増減の部		
1. 経常増減の部		
1) 経常収益		
(1) 基本財産運用益	480	
基本財産受取利息	480	
(2) 特定資産運用益	0	
特定資産受取利息	0	
(3) 受取会費	1,500,000	
団体特別賛助会員受取会費	400,000	10万円×4団体
団体賛助会員受取会費	100,000	1万円×10団体
個人賛助会員受取会費	1,000,000	5千円×200人
(4) 受取寄附金	143,492,520	
一般寄附金(一般)	9,000,000	寄付促進
受取寄附金振替額	134,492,520	各種緊急災害関係2,522,520円、東日本大震災関係131,970,000円
(5) 雑収益	0	
広告掲載料収益	0	
経常収益計	144,993,000	
(2) 経常費用		
事業費	140,124,000	
役員報酬	3,920,000	常勤役員1名の報酬
派遣費	1,200,000	パート等
会議費	0	
旅費交通費	1,196,000	現地調査、会議旅費
通信運搬費	2,135,000	送料
消耗品費	93,950,000	迷子ペット捜索事業及び迷子ペット保護管理支援事業(別紙※2)・仮設住宅等巡回ペットケア事業支援物資(別紙※1)、備蓄資材等
印刷製本費	1,619,000	各種広報チラシ、コピー用紙、インク代
委託費	34,200,000	仮設住宅等巡回ペットケア事業(別紙※1)等
諸謝金	300,000	講師謝金
消耗什器備品費	0	
賃借料	665,000	サーバー、会場借料
減価償却費	105,000	
支払負担金	0	
支払寄附金	0	帰還困難区域環境管理事業等
支払助成金	800,000	調査研究助成
支払手数料	34,000	
管理費	4,869,000	
役員報酬	1,680,000	常勤役員1名の報酬
給料手当	0	
派遣費	0	
役員退職慰労金	654,000	常勤役員1名
職員退職慰労金	0	
福利厚生費	672,000	社会保険、定期健康診断等
会議費	23,000	
旅費交通費	980,000	役員会
通信運搬費	175,000	送料、電話代等
消耗品費	60,000	事務用品
印刷製本費	75,000	コピー用紙、インク代
委託費	300,000	税理士等
消耗什器備品	117,700	プリンター等
賃借料	120,000	経理プログラムのリース
支払手数料	12,300	振込手数料等
経常費用計	144,993,000	
当期経常増減額	0	
一般正味財産期首残高	804,377	現金、備蓄用品コンテナ
当期増減額	0	
一般正味財産期末残高	804,377	
II 指定正味財産増減の部		
指定正味財産期首残高	230,895,932	東日本大震災関係163,661,671円、各種緊急災害関係62,734,261円、基本財産4,500,000円
受取寄附金(基本財産)	0	
受取寄附金(災害対策)	2,522,520	
受取寄附金(東日本)	131,970,000	
一般正味財産への振替額	△ 134,492,520	
当期増減額	△ 134,492,520	
指定正味財産期末残高	96,403,412	各種関係事業費の支出後残高(東日本大震災関係31,691,671円、各種緊急災害関係60,211,741円、基本財産4,500,000円)
III 正味財産期末残高	97,207,789	

平成27年度資金調達及び設備投資の見込み

いずれもなし。

参考：平成 26 年度予算の附属資料

平成26年度資金調達及び設備投資の見込み					
いずれもなし。					
※参考 平成26年度以降の予算執行の見通し(案)					
1 東日本大震災によって被災した飼い主及びペットに関する救援事業	小計	H26	H27	H28	H29～
	2.1億	0.45億	0.45億	0.30億	—
①三春シェルター保護収容動物支援事業	0.05億	0.05億	×	×	×
②仮設住宅等巡回ペットケア事業	0.9億	0.25億	0.4億	0.25億	×
③帰還困難区域環境管理事業	0.9億	関係機関と調整中(H26末を目途に具体化)			
④迷子ペット捜索事業	0.15億	0.05億	0.05億	0.05億	×
⑤現地救援本部支援事業	0.1億	0.1億	×	×	×
2 各種緊急災害関係事業	小計	H26	H27	H28	H29～
		0.1億	0.10億以上	0.10億以上	0.10億以上
①緊急災害時動物救援事前対策事業		0.05億	0.05億以上	0.05億以上	0.05億以上
②組織体制拡充事業		0.05億	0.05億以上	0.05億以上	0.05億以上

※1 仮設住宅等巡回ペットケア事業

昨年度に引き続き、現地の動物救護本部、関係行政機関、関係獣医師会及び一般社団法人日本ペットサロン協会の協力を要請しながら、岩手県・宮城県・福島県等の仮設住宅を巡回して飼い主及びペットの各種ケア支援等を着実に実施していきます。

なお、当該事業を実施する際には、併せて、被災した飼い主及びペットに対する各種支援の必要性等に関する意向調査を行い、当該意向調査結果を踏まえて、必要に応じた支援を検討・実施していきます。

※2 迷子ペット捜索事業及び迷子ペット保護管理支援事業

迷子になったペットの捜索を入念的に行うため、迷子になったペットの情報及び保護収容した所有者不明のペットの情報などを掲載できる掲示板として昨年度に作成したホームページを活用して、本事業の着実な実施を行います。また、新しい飼い主になってくれる引取り先の募集情報の収集も行っていきます。

なお、昨年の10月から迷子ペットの引取り先及び捜索情報に関する調査を実施しているところですが、調査の過程において、約1千頭以上のペット等が全国各地の動物愛護団体、ペット病院及び関係自治体で保護収容されていることが判明しました(概数値。未回答の団体などもあることから追加調査及び既回答内容の精査を行う予定)。

また、保護収容先では、元の飼い主や里親が見つからない場合には、長年にわたって保護収容を続けなければならない状況が予想されますが、費用や労力といった点で相当程度の負担になっているところが少なくないといった声も聞かれるところです。現地の動物救護本部のシェルターはそのすべてが閉鎖されましたが、これらの被災ペットを引き取って保護収容するためのシェルターの整備に関する要望も聞かれるところです。しかし、当該施設整備及び管理運営には数億円以上の経費が必要になると予想されることや、現地の動物救護本部の支援等とすると本救援本部本来の役割・体制等を踏まえると、本救援本部による対応は困難なことであると考えられます。

このようなことから、本救援本部では、引き続き、一頭でも多くの被災ペットが飼い主のもとに戻ることができるように迷子ペットサーチプロジェクトを、追加調査を含めて着実に実施するとともに、迷子ペットサーチプロジェクトの調査によって得られた結果をもとに、民間団体に対する支援を優先的に考えながらペットフード等の支援を保護収容施設に対して実施することにします。